

湖西市条例第 39 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 昭之

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。